

【市報さいたま掲載依頼原稿の提出期限変更について】

令和7年2月13日

加盟団体代表者 各位

日頃より、本市のスポーツ・レクリエーションの普及・発展にご尽力いただき、ありがとうございます。
令和7年6月号以降の市報さいたま掲載希望原稿の提出期限について、令和6年7月11日に「広報課への提出期限が示されていないため、現時点では『掲載希望月の3ヶ月前の20日（※変更前と同様）』としますが、変更する場合には改めてご連絡させていただきます。」とお知らせしたところですが、現時点で市報発行を担当している広報課への原稿案提出期限が広報課より未提示のため、過去の変更に倣い、以下の期日とさせていただきます。

【変更前】

掲載希望月の3ヶ月前の20日

【変更後】

令和7年6月号：令和7年3月7日(金)

令和7年7月号：令和7年4月9日(水)

※令和7年8月号以降の提出期限については、広報課への提出期限が示されていないため、現時点では「掲載希望月の3ヶ月前の20日（※変更前と同様）」としますが、変更する場合には改めてご連絡させていただきます。

※提出期限以降の原稿提出は、お断りさせていただく場合がありますのでご注意ください。

※提出先については、スポーツ振興課から変更はありません。

ご理解の程よろしくお願いいたします。